

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第11回本部員会議

日時：令和2年4月13日(月)15時～
場所：県庁4階 共用第1会議室

1 本部長発言（村岡知事）

4月7日、国の緊急事態宣言が発令されましたが、その後も、全国で感染拡大が続き、本県においても、今月に入って立て続けに感染例が発生しています。

これに伴い、県立学校については、国の緊急事態宣言が発せられている期間は、特に、子供たちの安全を守る観点から、各市町内において感染者が確認され、感染拡大が懸念される場合は、原則として、その市町内の県立学校は2週間程度、臨時休業することを、今後、基本的な対応方針といたします。

週末に感染者が確認された山口市と岩国市において、明後日、4月15日（水）から4月28日（火）までの間、小中学校を臨時休業するとの連絡がございました。

県立学校につきましても、この学校休業の対応方針に基づき、両市と連携して、同一期間を臨時休業いたします。

また、山口県立大学についても、4月15日から28日までの間、臨時休業とすることが決まると報告を受けております。

また、先週10日（金）には、県職員の感染者が確認されました。県民一丸となって、感染拡大の防止に取り組む中で、結果として県職員が感染し、県民の皆様にご不安を与え、ご心配をおかけすることになり、大変残念に思っています。

こうした事案が再び生じないよう、本日朝、臨時の庁内会議を開催し、私から部局長に対し、全庁を挙げて、県職員自らの感染やその拡大の防止への取組を職員に徹底するよう、指示したところです。

具体的には、①公私を問わず、県外への不要不急な外出を行わないこと、②県内外、また公私を問わず、3密の状態にある場所や機会を厳に避けること、③各職場内における感染予防、感染拡大防止対策を徹底すること の3点です。

さらに、4月11日、政府の「新型コロナウイルス感染症対策本部員会議」において、「基本的対処方針」が改正され、緊急事態宣言の対象区域以外の道府県においても、特措法の規定に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を、強く促すことが決定されました。

県内でこれ以上感染を拡げないためには、県民の皆様お一人おひとりが、ウイルスを県

内に持ち込まない、自らが感染源となって感染を拡げない、という強い意識を持って行動していただくことが、極めて重要と考えています。

まさに本県も、今後大都市圏のように感染が拡がるかどうか、予断を許さない状況にあります。

本日の本部員会議は、国の基本的対処方針の改正等を踏まえ、感染拡大防止対策の一層の強化に向けた、本県の対応を協議するため、開催するものです。

どうぞよろしく申し上げます。

2 議題（１）現在の発生状況等について及び（２）基本的対処方針の変更

・事務局説明（石丸健康増進課長）

・・・・この全体に関しますと、これに伴う二次感染の段階での濃厚接触者の PCR 検査をし、比較的早い段階での確認ができたものです。県外からの感染に留意する必要があります。6 ページをご覧ください。近日、発見者の数が増えていることを踏まえ、相談につきましても、件数が増えているところです。4 月 4 日以降のところに棒グラフがあり、400 例から 600 例の相談があるように、平日は県民の方々の不安の声などが寄せられています。最後にウの PCR 検査についてです。これまで 632 人に PCR 検査を実施し、陽性者は 23 名です。この 5 日間で、138 人分増えていますが、これは患者さんが見つかった後、疫学調査を行う上で、実施しているものも含んでいます。今後も PCR 検査を適切に実施し、感染拡大防止に努めてまいります。資料 1 についての説明は以上です。

・事務局説明（山崎厚政課長）

続きまして、資料 2、7 ページをご覧ください。基本的対処方針の変更についてです。冒頭、知事からありましたように、4 月 11 日に政府の対策本部会議で基本的対処方針を変更します。変更の内容についてですが、中ほど、ゴシックで書いていますが、特定都道府県以外の都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づき、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛について、強く促すとされています。緊急事態宣言の対象区域は 7 都府県ありますが、それ以外についても、こういった外出自粛をかけることによって、さらに感染を封じ込めていくという趣旨です。その下に参考として、緊急事態宣言の対象となっている隣県の福岡県の対応についてですが、これまで、原則、外出自粛のお願いをされています。また、事業者を対象に対して行う施設等の休業要請については、東京都の内容を参考にして、近日中に表明されるとお聞きしています。以上で説明を終わります。

・本部長発言（村岡知事）

ただ今の事務局からの説明について、質問等はございますか。なければ、その他として、何かありますか。

2 議題（3）その他

・教育長発言

それでは教育委員会からお願いします。先程、知事からございましたように、山口市と岩国市の県立学校を臨時休業いたしますので、その概要をご報告します。

資料の8ページを御覧ください。対象となる学校は、山口市内が、高等学校4校、分校2校、特別支援学校2校、分校1校で、岩国市内が、高等学校5校、分校3校、特別支援学校1校、中学校1校となり、分校を入れて計19校となります。休業期間は、両市の小中学校と同じで4月15日（水）から28日（火）とします。

授業時間の確保については、夏休みや冬休みの期間を縮減したり、通常の授業日に授業時間を延長することなどにより、対応してまいります。

また、学習指導については、各学校の実情に合わせて、課題等の指示をすることで対応します。例えば、登校日を設定したり、年度初めに実施する予定であった「課題テスト」を配布し、子どもたちに自己採点させ、学校再開後に「確認テスト」ができるように、学習範囲を具体的に指示するなど、各学校において、勉強に遅れが生じないよう工夫してまいります。

今後も、日々、状況が変化し、予断を許さない状況が続くと思われますので、健康福祉部と連携し、最新の情報を収集しながら、子どもの安全の確保を第一として、対応してまいります。教育委員会からは以上です。

・総務部長発言

総務部からは2点あります。まず、私立学校に対する対応についてです。山口市及び岩国市に所在する私立学校につきましても、適切な対応が図られるよう、先ほど教育委員会から説明のありました県立学校における対応方針も含め、この後、各校に対して情報提供を行いたいと考えています。

なお、現在、臨時休業を行っていない学校に対しても、感染症拡大防止策の徹底等について、改めて要請してまいります。

2点目は、県有施設の取扱いについてです。資料4、9ページです。新型コロナウイルスの感染防止に係る県有施設の取扱いについては、市町の状況を確認し、連携した対応を執ることとしており、この度、休館等の対応とした施設は、お手元の資料のとおりです。本日、記者配布する予定です。県有施設については、感染拡大防止の観点から、引き続き、市町の状況を確認しながら、判断・対応してまいります。

・観光スポーツ文化部長発言

観光スポーツ文化部から、県有の文化施設、スポーツ施設にかかります貸館の休止等について報告します。県有の文化施設につきましては、先般、県立美術館の企画展などにつきまして、全国から不特定多数の来客が見込まれるということで、開会を延期したところでした。また、スポーツ施設につきましても、下関市、周南地域での感染者の発生を受けまして、下関武道館、スポーツ交流村の貸館を現在休止していたところでした。その後も感染者数が増えていますので、国の緊急事態宣言や独自の緊急事態宣言以降、県有の文化・スポーツ施設に対して、講演を行う県外の事業者から利用希望や問い合わせなどが増加し

ている状況にあります。こうしたことから、県内での感染拡大リスクを可能な限り、低減をさせるため、本日より、お手元の資料4にありますように、シンフォニア岩国、ルネッサ長門、秋吉台国際芸術村につきましては、5月10日を目途に、

また、小野田サッカー交流公園については、当面、貸館及び利用を休止することとしました。再開の時期は、今後の状況を踏まえて、再度判断することとしています。

・土木建築部長発言

県有施設の休館等の対応について、土木建築部関係施設についてご説明します。県立都市公園の施設のうち、山口市内にあります維新百年記念公園及び山口きらら博記念公園のすべての貸出施設、例えば体育館やテニスコートなどですが、これらにつきましては、市内で新たな2名の感染者が確認されたこと、地元山口市が所管する施設の利用を中止したことを踏まえ、明日から5月10日までの間、施設の利用を中止することとしたので報告します。土木建築部からは以上です。

・健康福祉部長発言

健康福祉部からは、2点ほど説明いたします。

まず1点目は、事務局から説明しました資料2、今般の特措法に基づく基本的対処方針の変更についてです。クラスターと呼ばれる集団感染につきましては、夜の繁華街において多く確認されていまして、緊急事態宣言の7都府県のみならず、全国的な広がりを見せています。また、緊急事態宣言による強い自粛要請に伴いまして、結果的に他の地域へと人の流れが生まれるような事態も懸念されることから、この度全ての都道府県において、バーやナイトクラブ等、繁華街の接客を伴う飲食店への外出自粛が強く要請されたところ です。県としましては、感染リスクの高い、密閉、密集、密接の3つの密を避けて、人と人との接触機会の低減を図るなど、感染予防、拡大防止の取組を一層推進していきます。

次に、資料5、10ページです。PCR検査を受けられた方への適切な配慮についてです。各保健所では、感染者をいち早く捕捉するとともに、感染者の詳細な行動歴の調査に加え、濃厚接触者への早期PCR検査の実施など、感染の拡大防止に積極的に取り組んでいるところです。こうした中、PCRを受けただけで、結果が陰性であったにもかかわらず、「近寄るとうつる」といった誤った情報が、あるいはそういった相談が数多く寄せられているところです。感染症は誰でも罹る可能性があり、感染された方や濃厚接触者となられる方への心ない偏見や差別は決してあってはならないことです。検査結果が陰性であった方や、陽性であったとしても、健康観察期間を終えたのちの検査で陰性が確定した方は、他の人に新型コロナウイルスを移すことはありません。こうした正しい情報に基づきまして、基づいて冷静にご対応いただきますよう、この資料を作成しましたので、活用して積極的な普及啓発に努めてまいります。

・観光スポーツ文化部長発言

観光スポーツ文化部から空港等における感染予防、拡大予防の呼びかけについて報告をさせていただきます。

昨日、取材の際にも知事から発言がございましたが、国の緊急事態宣言を受けまして、県内2つの空港及び全ての新幹線駅におきまして、県外からお越しいただいた方々を念頭に、広く新型コロナウイルスの感染予防、それから拡大防止を呼び掛けるためのポスタ

一の掲示、並びにチラシの配布を本日から行うことといたしました。本日、山口宇部空港の方で、県職員による直接の呼びかけも行ったところです。

内容といたしましては、お手元に色刷りのチラシにありますとおり、最低2週間程度の健康管理の徹底と、一人一人が確実な手洗い、咳エチケットに努め、密閉、密集、密接の3つの密を避けるなど、感染を広げないための行動をお願いするとともに、何かあったときに最寄りの保健所に相談していただけますよう、連絡先の一覧も掲載しております。

これによりまして、山口県にいられた方々に対しまして、新型コロナウイルスの感染予防、拡大防止に対する意識をしっかりとっていただくよう、努めてまいります。

以上でございます。

4 閉会 本部長発言（村岡知事）

それでは最後に、私から県民の皆様、企業の皆様にメッセージがあります。資料の6につけておりますが、全国各地で感染者が日々増え続けています。県内での感染拡大についても、全く予断を許さない状況にあります。県内の発生事例のほとんどが、大都市圏への出張ですとか、帰省をした方を起点として、そのご家族、同僚の方など、こうしたところに広がったものです。県民の皆様には、ご自身はもとより、大切な人の命を守るために、以下の点にご協力をいただくようお願いいたします。まず、すべての都道府県を対象として、通勤や通学、通院等を除いて、県外への不要不急の移動を控えてください。そして、県外からの不要不急の帰省や来訪を控えてください。これらを考えておられる方には、皆様から自粛を働きかけてください。そして企業におかれましては、従業員の方の県外出張を控えていただくとともに、県外の関係者に対しても、来訪の自粛をお願いしてください。また、こうした来訪を伴う会議やイベント等の開催は控え、メールやテレビ会議などで代替してください。特に、帰省や宿泊を伴う出張で本県に戻られた方には、2週間は不要不急の外出を控えて、自宅での生活を基本とするとともに、その自宅の中でも手洗いを徹底したり、他の家族と距離をとるなど、接触機会を可能な限り、減らしてください。そして、密閉、密集、密接の3つの密を避け、人と人との距離をとるなどの感染予防対策を徹底してください。その一環として、繁華街の接客を伴う飲食店等への外出は自粛をお願いします。県内でこれ以上感染を広げないため、県民の皆様には、ぜひともご協力をよろしくお願いいたします。

各部局においては、国や感染拡大地域の動向を的確に把握し、感染拡大の防止や県民の皆様の不安解消のために、危機意識を高くもって、取り組んでいただくように、重ねてお願いいたします。本日の会議を終わります。